



防犯ふくおか

©SUSUMU MATSUSHITA ENTERPRISE

発行編集

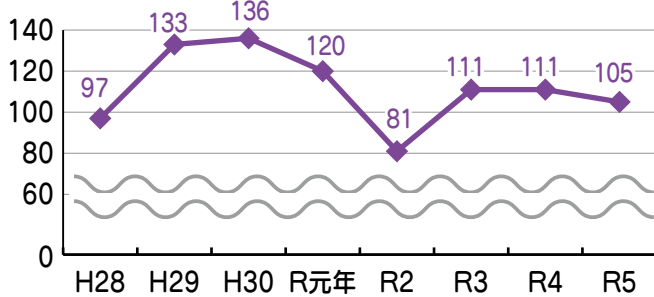
公益社団法人 **福岡県防犯協会連合会**

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部内
TEL 092(633)3221
https://fukuboren.com

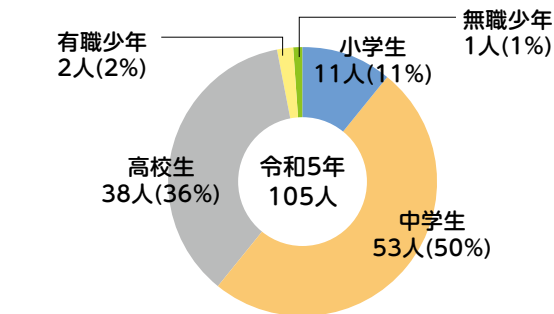
ホームページ
印刷
株式会社ダイケン
TEL 092(738)8825

SNS等による子供の犯罪被害防止

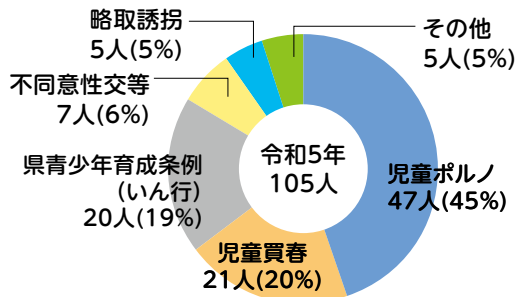
■ SNSに起因する事犯の被害児童数



被害児童の学識別



罪種別



スマートフォン等でSNSを利用することがきっかけとなり、子供達が犯罪に巻き込まれるケースが依然として後を絶ちません。

【県内の事例】

■ わいせつな姿を自画撮りさせ、送信させた男を検挙

県外居住の男が、ゲームアプリを通じて知り合った女子小学生に裸を自画撮りさせて、スマートフォンで送信させた。

〈保護者の皆様へ〉

- 子供のスマートフォンにはフィルタリングを設定しましょう。
- 子供と話し合ってルールを決めましょう。
～名前や顔写真を書き込まない、スマートフォンを使用する場所や時間を決める～
- 警察に相談しましょう。
もし被害にあってしまつたら迷わず警察へ相談しましょう。



！ SNSの正しい使い方について、親子で考えましょう。

ご注意！

悪質商法の被害が発生しています！

屋根や給湯器などの
「点検商法」



“絶対に
もうかる”
「詐欺的な投資」



人を紹介
すれば
儲かる
「マルチ商法」



自宅に注文して
いない商品
が届く
「送りつけ商法」



健康食品
などの
「定期購入」
トラブル



貴金属を
不当に安く
買い取る
「押し買い商法」



不安に感じたり、困ったりした時は、一人で悩まず、お近くの警察署又は消費生活センター(消費者ホットライン ☎188【いやや】)まで ご相談ください。

福岡県警察本部生活経済課

親と子で ルールを決めよう インターネット



配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度が令和6年4月1日に改正!

～赤字で記載したところが変更されています。～

◎ 保護命令制度とは?

地方裁判所が被害者の申立てにより、相手配偶者に対し一定の行為を禁止する命令を発令する制度

◎ 保護命令の種類

- ① 被害者への接近禁止命令
- ② 被害者への電話等禁止命令
- ③ 被害者の子への接近禁止命令
- ④ 被害者の子への電話等禁止命令
- ⑤ 被害者の親族等への接近禁止命令
- ⑥ 退去等命令(2カ月間)

1年間

- ※ ②～⑤は、①が発令されていることを要件とし、命令期間は①が発令されている間に限られる。
- ※ ⑥は、**住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより6か月間**
- ※ 保護命令違反の厳罰化→**2年以下の懲役、200万円以下の罰金**

◎ 保護命令の要件

【接近禁止命令】

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫
or
自由/名誉/財産に対する脅迫

により

生命/心身に対する
重大な危害を受ける
おそれ大きいとき

【退去等命令】

配偶者からの

身体に対する暴力
or
生命/身体に対する脅迫

を受けた者が

更なる

身体に対する暴力

により

生命/身体に対する
重大な危害を受ける
おそれ大きいとき

安全安心なまちづくり。ながら防犯にご協力を。

すぐにできる「ながら防犯」

「ながら防犯」とは、通勤・通学、買い物、ウォーキングなどの日常生活の中に防犯の視点を取り入れて、周囲への目配り、子供たちの見守りなどを行う活動です。

個人や団体を問わず、**誰もが気軽に**実践できる防犯活動です。



外出しながら



自宅に居ながら



通学しながら

YouTubeで特別番組を配信中!

福岡ながら防犯
CHALLENGE
チャレンジ



「ながら防犯」について映像やクイズを通して楽しくわかりやすく伝えるYouTube番組を配信しています!ぜひご視聴ください!



みんなで防犯応援隊に登録しませんか?

「ながら防犯」に取り組む企業・団体を募集中!

対象

県内の企業・団体(NPO法人、PTA、趣味のサークルなど)

取り組み事例

- 企業・団体内でのポスター掲示やチラシ配布、研修の実施
- トラックにロゴ入りステッカーを付けて配達 など



地域の **異変** **危険**
に気づいたら!

最寄りの警察署、役所、防犯活動
に関わる人に伝えましょう!

2024年全国地域安全運動 ポスターと標語・青パト写真を募集！

募集期間 2024年4月1日～5月24日

課 題	ポスター	① 様々なかたちの防犯ボランティア活動～見守りやサイバーパトロールなど～	応募資格
	標語	② 暴力団のいない社会づくり	
	青パト写真	③ 青パト(青色回転灯装備車)の活動中の写真	
			問い ません

応募のきまり

- ◆ 未発表の作品に限ります。
- ◆ 原則として応募作品はお返ししません。
- ◆ 規格外は審査対象外となります。

ポスター(課題①)

- ◆ 四切サイズ(540mm×380mm)のヨコ描き。
- ◆ 作品にスローガン等の文字は入れない。
- ◆ 作品の裏面に住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業又は学校名・学年、電話番号を明記。

標語(課題②)

- ◆ 郵便はがきかはがき大の用紙にタテ書き。
- ◆ 作品には、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業又は学校名・学年、電話番号を明記。
- ◆ 応募は一枚のハガキ(用紙)に1点のみ記入。応募数に制限はありません。

青パト写真(課題③)

- ◆ 応募は一人5点まで。デジタル写真可。
- ◆ カラープリントA4サイズ。
- ◆ 所定の応募票(全国防犯協会連合会HPからダウンロード)を作品の裏に貼付して郵送。

● **送付先**:〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7
県警本部 別館4階 福岡県防犯協会連合会

● **締切り**:2024年5月24日(金)必着。

● **入賞決定と発表**

- ◆ ポスター・標語の最優秀作品は「安全安心まちづくり県民の集いふくおか」で表彰するほか、「防犯ふくおか」等で発表。
※ 一般・学職の部門ごとに表彰。
(最優秀、優秀、佳作、各1名～若干名)
- ◆ ポスター・標語入賞作品及び青パト写真は全国防犯協会連合会へ応募し、さらに選ばれた作品は全国に掲出。
- ◆ 入賞作品の著作権は、主催者(当連合会ほか)に帰属。(氏名、市町村、職業又は学校名・学年を公表)

青パト写真応募上の注意

- ◆ 青パト所持団体の許可を得て応募してください。
- ◆ 個人を特定できる写真は、必ずその肖像権等について、応募者が本人に許可を得てください。
- ◆ 青パト本体のみの写真は審査対象外です。

地域の力で
頑張っています

防犯ボランティア団体の紹介(ペンリレー)



◆宮小路果樹組合自主パトロール隊◆

(活動地区～嘉麻市宮小路地区)

私達の団体は、平成15年10月に、『果物盗難被害の阻止及び地域の防犯』を目的として、りんご農家の有志で結成した地域密着型の防犯パトロール団体です。

主な活動として、

- 自動車による防犯パトロール
 - 危険箇所の点検
 - 環境浄化活動
- 等を行っております。

これからも、警察や地域住民の方々とともに、嘉麻の名産であるりんごや梨等の果物を自分達の手で守り続けるよう頑張っていきます。



◆南畑校区防犯対策協議会◆

(活動地区～春日市南畑地区)

私達の団体は、平成15年に発足しました。区長や民生委員等約25名の有志で構成されています。

個人の車を青パトとして登録(10台)し、積極的にパトロールを行っています。

主な活動として、

- 児童の登下校の見守り(毎日)
 - 新1年生に対する防犯ブザーの提供
 - 猿出没時の警戒活動
 - 毎月第2・第4金曜日に行う夜間パトロール
 - 警察と協働した広報啓発
- 等の活動をしています。

今後も南畑地区に住む子供達が安心して暮らせるよう、見守り活動に力を入れて活動していこうと思っています。さらに、この活動を若い世代の方々にも伝え参加してもらい、見守りの輪を広げていきたいと思います。

